

下水道汚泥焼却灰のセメント工場への搬出を再開します

千曲川流域下水道下流処理区終末処理場から発生する汚泥焼却灰中の放射能濃度が 3 回連続してセメント工場の受け入れ基準を下回ったことから、上流処理区終末処理場に引き続き、当該汚泥焼却灰についてセメント工場への搬出を再開します。

1 直近の汚泥焼却灰放射能濃度測定結果

単位：Bq/kg

処理場名	採取日	ヨウ素 -131	セシウム -134	セシウム -137	合計
千曲川流域下水道 下流処理区終末処理場 (長野市)	H23.10.6	不検出	140	160	300
	H23.10.13	不検出	100	130	230
	H23.10.20	不検出	90	120	210

・測定機関：(財)食品環境検査協会

2 セメント工場の受け入れ基準について

- ・セメント会社の各工場では、セメント製品の安全性が保証される 100Bq/kg (クリアランスレベル) を下回るよう、原材料となる汚泥等について放射能濃度の受け入れ基準を設けています。
- ・千曲川流域下水道では、年度当初に処理委託契約を結んでいた複数のセメント工場のうち、受け入れ基準を下回った工場へ、先方の了承のもと搬出を再開するもので、上流処理区終末処理場では既に 8 月 22 日から搬出を再開しています。
- ・なお、セメント会社では、セメント製品の放射能濃度が常にクリアランスレベルを下回るよう品質管理を徹底し、製品の放射能濃度等についてもホームページ等で随時公表しています。

3 今後の予定

- ・搬出を再開した汚泥焼却灰についても放射能濃度の測定を継続し、受け入れ基準を上回った場合には、直ちに搬出を停止します。
- ・これまで場内に保管されている焼却灰については、処分先が見つかるまでの間、上下流の処理場ともに、適正に保管していきます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kankyo/seihai/ryuiki/sludge/rsludge.htm>

環境部生活排水課流域下水道係

(課長)横浜寿一 (担当)西尾文雄

電話：026-235-7320 (直通)

026-232-0111 (代表) 内線 3383

FAX：026-235-7399

E-mail：ryuiki@pref.nagano.lg.jp